

長崎県建設工事執行規則、新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第9条 略  (契約の不締結) 第9条の2 落札者が、契約締結の日の前日までの間ににおいて、次の各号のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。 ① 長崎県建設工事の指名基準（平成8年長崎県告示第1111号の2）に抵触した場合 ② 入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなつた場合 ③ 落札者決定の根拠となつた事項について同等以上と認められなくなつた場合	第1条～第9条 略  (契約の不締結) 第9条の2 落札者が、契約締結の日の前日までの間ににおいて、長崎県建設工事の指名基準（平成8年長崎県告示第1111号の2）に抵触した場合又は入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなつた場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。
2 前項の場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。 3 契約担任者は、第1項の規定により契約を締結しない場合、直ちに、落札者に対して、契約不締結通知書（様式第5号の2）によりその旨を通知しなければならない。 4 契約担任者は、第1項の規定により契約を締結しない場合、当該工事を再度の競争入札に付するものとする。	2 契約担任者は、前項の規定により契約を締結しない場合、直ちに、落札者に対して、契約不締結通知書（様式第5号の2）によりその旨を通知しなければならない。 3 契約担任者は、第1項の規定により契約を締結しない場合、当該工事を再度の競争入札に付するものとする。
第10条～第12条の2 略  (契約の解除) 第13条 略	第10条～第12条の2 略  (契約の解除) 第13条 略 2 略 3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第42条及び第43条の4の規定による部分払をしてしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。 この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額

		現 行
改 正 案		
に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により、契約を解除した場合には、この限りでない。 4及び5 略	に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により、契約を解除した場合には、この限りでない。 4及び5 略	
第14条～第18条 略	第14条～第18条 略	
(履行遅滞の場合における損害金等)	(履行遅滞の場合における損害金等)	
第19条 略	第19条 略	
2 前項の損害金の額は、請負代金額（第43条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額）につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額とする。	2 前項の損害金の額は、請負代金額（第43条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額）につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。	
3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第40条第2項及び第43条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。	3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第40条第2項及び第43条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。	
第20条～第40条 略	第20条～第40条 略	
(前払)	(前払)	
第41条 略	第41条 略	
2～5 略	2～5 略	
6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	
7～9 略	7～9 略	
(中間前払)	(中間前払)	
第41条の2 略	第41条の2 略	

改	正	現	行
2～7 略 8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 9及び10 略 第42条以下 略	2～7 略 8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができます。 9及び10 略 第42条以下 略		

改 正 案		現 行	
様式第1号(第4条関係)		様式第1号(第4条関係)	
予 定 億 格 調 書		予 定 億 格 調 書	
工 事 番 号	第 号	工 事 番 号	第 号
工 事 名		工 事 名	
工 事 場 所	市(郡) 町 地内	工 事 場 所	市(郡) 町 地内
予 定 億 格	(入札書比較価格 )	予 定 億 格	(入札書比較価格 )
最 低 制 限 億 格	(入札書比較価格 )	最 低 制 限 億 格	(入札書比較価格 )
上記のとおり定める。			
年 月 日	職 氏 名	年 月 日	職 指 名 印

備考 最低制限価格を設定する場合に使用する。

備考 最低制限価格を設定する場合に使用する。

様式第1号の2 (第4条関係)		改 正 案		現 行	
		予 定 價 格 調 書		様式第1号の2 (第4条関係)	
工 事 番 号	第 号	工 事 番 号	第 号	予 定 價 格	調 書
工 事 名		工 事 名		予 定 價 格	調 書
工 事 場 所	市 (郡) 町 地内	工 事 場 所	市 (郡) 町 地内	予 定 價 格	調 書
予 定 價 格	(入札書比較価格 )	予 定 價 格	(入札書比較価格 )	低入札調査基準価格	(入札書比較価格 )
低入札調査基準価格	(入札書比較価格 )	低入札調査基準価格	(入札書比較価格 )	判断基準価格	(入札書比較価格 )
上記のとおり定める。					
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
職 氏 名		印		職 指 名	
備考 低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。					
備考 低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。					

改 正 案	現 行
<p>様式第3号(第6条関係)</p> <p>入札執行通知書 年月日 様</p> <p>知事 かい長 印</p> <p>工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。</p> <p>記</p> <p>1～15 略 16 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。 17 以下略</p>	<p>様式第3号(第6条関係)</p> <p>入札執行通知書 年月日 様</p> <p>知事 かい長 印</p> <p>工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。</p> <p>記</p> <p>1～15 略 16 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。 17 以下略</p>

様式第3号の2 (第6条関係)	改 正 案	現 行
様式第3号の2 (第6条関係)		
入 札 執 行 通 知 書	入 札 執 行 通 知 書	入 札 執 行 通 知 書
年 月 日	年 月 日	年 月 日
様	様	様
知 事 かいじ 印	知 事 かいじ 印	知 事 かいじ 印
工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。		
記		
1～16 略		
17 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。		
18 以下略		

改 正 案	現 行
様式第3号の4 (第6条関係)	様式第3号の4 (第6条関係)
<p>見 積 執 行 通 知 書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>知 か い 事 長</p> <p>印</p> <p>工事の見積を行いますので、下記事項を留意の上、ご来庁（局、所）下さい。</p>	<p>見 積 執 行 通 知 書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>知 か い 事 長</p> <p>印</p> <p>工事の見積を行いますので、下記事項を留意の上、ご来庁（局、所）下さい。</p> <p>記</p> <p>1～8 略</p> <p>9 請負決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の<u>100分の8</u>に相当する額を計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて決定価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の<u>105分の100</u>に相当する金額を見積書に記載すること。</p> <p>10 以下略</p>

様式第3号の5 (第6条関係)	改 正 案	現 行
様式第3号の5 (第6条関係)		
(2割超増工用) 見 積 執 行 通 知 書	(2割超増工用) 見 積 執 行 通 知 書	年 月 日
年 月 日に締結した請負契約の内容を別添設計図書のとおり変更したいので下記事項を留意の上、ご来庁(局、所)下さい。	年 月 日 印 知 事 様	年 月 日 印 知 事 様
1～7 略	8 変更請負額決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の <u>100分の5</u> に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて決定価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の <u>105分の100</u> に相当する金額を見積書に記載すること。 なお、この契約希望金額は変更による差額ではなく、変更後の契約希望金額の総額である。	1～7 略 8 変更請負額決定にあたっては、見積書に記載された金額の <u>100分の8</u> に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて決定価格とするので、見積者が消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の <u>108分の100</u> に相当する金額を見積書に記載すること。 なお、この契約希望金額は変更による差額ではなく、変更後の契約希望金額の総額である。
9 その他見積及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。	9 その他見積及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。	9 その他見積及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。
10 記	10 記	10 記
11 年 月 日 印 知 事 様	11 年 月 日 印 知 事 様	11 年 月 日 印 知 事 様
12 1. 本件は、(略) 2. 本件は、(略) 3. 本件は、(略)	12 1. 本件は、(略) 2. 本件は、(略) 3. 本件は、(略)	12 1. 本件は、(略) 2. 本件は、(略) 3. 本件は、(略)

改 正 案		現 行	
様式第4号(第7条関係) 入札(見積)書		様式第4号(第7条関係) 入札(見積)書	
年 月 日 様	年 月 日 入札(見積)者 所 在 地 商号又は名称 代表者名 <small>(回)</small>	年 月 日 入札(見積)者 所 在 地 商号又は名称 代表者名 <small>(回)</small>	年 月 日 入札(見積)者 所 在 地 商号又は名称 代表者名 <small>(回)</small>
下記工事を請け負いたいので、下記金額をもつて入札(見積り)します。		下記工事を請け負いたいので、下記金額をもつて入札(見積り)します。	
記 [ ]		記 [ ]	
1 工事番号 2 工事名 3 工事場所 4 工事日数等	1 工事番号 2 工事名 3 工事場所 4 工事日数等	1 工事番号 2 工事名 3 工事場所 4 工事日数等	1 入札(見積)者 2 入札(見積)者 3 入札(見積)者 4 入札(見積)者
市(郡) 町 地内 又は 日間	市(郡) 町 地内 又は 日間	市(郡) 町 地内 又は 日間	市(郡) 町 地内 又は 年 月 日限り
備考 1 入札(見積)者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の <u>100/108</u> に相当する金額を記載すること。 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまつ消することはできない。		備考 1 入札(見積)者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の <u>100/105</u> に相当する金額を記載すること。 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまつ消することはできない。	

改 正 案		現 行	
様式第7号(第16条関係) 契 約 変 更 申 込 書		様式第7号(第16条関係) 契 約 変 更 申 込 書	
工 事 番 号 名	年 月 日	工 事 番 号 名	年 月 日
工 事 番 号 第 号	契約担任者職氏名 印	工 事 番 号 第 号	契約担任者職氏名 印
工 事 番 号 第 号	年 月 日締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したい ので、申込みます。 なお、この契約変更について異議がなければ、長崎県建設工事執行規則に定め る契約変更請書を送付してください。	年 月 日締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したい ので、申込みます。 なお、この契約変更について異議がなければ、長崎県建設工事執行規則に定め る契約変更請書を送付してください。	
1～8 略	記	1～8 略	記
備考	1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、契約担任者において変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。 2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、請負代金額に <u>8/105</u> を乗じて得た額である。	備考	1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、契約担任者において変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。 2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、請負代金額に <u>5/105</u> を乗じて得た額である。

改 正 案		現 行	
様式第7号の3 (第16条関係)		様式第7号の3 (第16条関係)	
契 約 変 更 申 込 書	年 月 日	契 約 変 更 申 込 書	年 月 日
工 事 番 号 名	印	工 事 番 号 名	印
工 事 番 号 第 号	契約担任者職氏名	工 事 番 号 第 号	契約担任者職氏名
年 月 日 締結した工事の請負契約は、見積(協議)の結果、下記 のとおり変更することになったので、長崎県建設工事執行規則に定める契約変更 請書を送付してください。	年 月 日 締結した工事の請負契約は、見積(協議)の結果、下記 のとおり変更することになったので、長崎県建設工事執行規則に定める契約変更 請書を送付してください。		
1～8 略		1～8 略	
備考 1 この申込書は、受注者からあらかじめ見積書を徵して変更請書を提出する場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。 2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第78条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、請負代金額に8/108を乗じて得た額である。		備考 1 この申込書は、受注者からあらかじめ見積書を徵して変更請書を提出する場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。 2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。	

改 正 案	現 行
様式第8号の6 (第16条の2関係) 工事請負変更契約書	様式第8号の6 (第16条の2関係) 工事請負変更契約書
1 工事番号 2 工事名 3 工事場所	1 工事番号 2 工事名 3 工事場所
[契約担任者職氏名] (以下「発注者」という。)とは、 (以下「受注者」という。)とは、 年 月 日付けて締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」) という。)の一部を変更する契約を次のように締結する。	[契約担任者職氏名] (以下「発注者」という。)と [受注者職氏名] (以下「受注者」という。)とは、 年 月 日付けて締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」) という。)の一部を変更する契約を次のように締結する。
(中間前金払の変更)	(中間前金払の変更)
第1条 略 第37条 略 2~7 略	第1条 略 第37条 略 2~7 略
8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
9~13 略 第2条以下 略	9~13 略 第2条以下 略